

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

栗原工業株式会社

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、関西電力株式会社発注工事に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これに伴い、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分を下記の通り受けました。関係各位には多大のご迷惑をお掛け致します事を深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて法令遵守を徹底させ、信頼回復に努めていく所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

営業停止処分の内容

(1)期 間 平成 26 年 6 月 11 日から平成 26 年 8 月 9 日
までの 60 日間

(2)営業の範囲 全国における電気工事業に関する営業のうち、
民間工事に係るもの

以 上